

火薬類取締法に基づく事務の取扱いに関する訓令の運用について（例規）

〔 最終改正 令和 2. 12. 25 例規務第44号 〕
〔 京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

（概要）

火薬類取締法に基づく事務の取扱いに関する訓令（昭和41年京都府警察本部訓令第28号）の制定に伴い、同訓令の運用上の留意事項等、必要な事項を定めたものです。